

第146回消費者相談担当者講習会（オンライン）』開催のご案内

標記講習会は、ダイレクトセリング企業における適切な相談体制の確立を目指し、消費者問題委員会の企画により開催しています。テーマ・講師は別紙の通りです。本講習会は、オンライン（Zoomウェビナー）による開催となります。ご参加のお申込みをお待ちしております。

記

【日時】令和7年3月26日（水） 13:05～16:30

【受講方法】オンライン（Zoomウェビナー）

※事前にURLをメール連絡し、配布資料を郵送いたします。

※質疑応答にはZoomのチャット機能を使用いたします。

【申込方法】申込票をFAXするか、WEBフォームにてお申込みください。お申込みは参加者毎、複数回でも問題ございません。

【締切】3月12日（水）

【参加費】会員：3,000円/1名様・会員外：6,000円/1名様

※申込票を受理後、申込連絡者の方宛に請求書を送付しますので指定口座（請求書に記載）に3月19日（水）迄にお振込みください。

【ご注意】録音・録画、資料の2次利用はご遠慮ください。資料郵送後のキャンセルはご容赦ください。

【ご連絡先】（公社）日本訪問販売協会 事務局

Tel. 03（3357）6531

Fax. 03（3357）6585

WEBフォーム、<https://jdsa.or.jp/146seminar/>

第146回消費者相談担当者講習会 申込票

（令和7年 月 日）

企業・団体名（会員・会員外）※該当する方に○を付してください。	申込連絡者氏名
ご住所 〒 _____	部署等
	電話番号
メールアドレス	請求書の送付方法 ※希望する方に○を付してください。 （ 郵送 ・ 電子メール ）

参加者氏名	部署等	メールアドレス ※必ずご記入ください	参加費
			円
			円
			円
参加者合計 _____ 名			参加費合計 _____ 円

※上記のご住所以外に資料の送付を希望される方は、本欄に御名前と送付先をご記入ください。

※ご記入いただいた個人情報は本講習会の受付・連絡・運営に使用いたします。

第146回消費者相談担当者講習会

開催日：令和7年3月26日（水）

会場：（公社）日本訪問販売協会

方法：オンライン開催

テーマ及び講師：

13:05～ 開会 （公社）日本訪問販売協会 事務局

13:10～ 「訪問販売の適正化について 一二つの論点をめぐる裁判例の紹介」 （90分）

講師：東京経済大学名誉教授・弁護士 村 千鶴子 氏

PIO-NET 情報における 2023（令和5）年度の「訪問販売の苦情相談件数 74,820 件」は、前年比 4,788 件（6.8%）の増。前回から増加に転じた背景には、「暮らしのレスキューサービス」や「点検商法」の存在が大きく影響。レスキュートラブルとは、トイレや水道、ドアカギ、車のバッテリー、ネズミの駆除など多岐にわたる。相談者の世代も若者から高齢者まで幅広い。レスキュートラブルとは、例えば、トイレで水漏れが発生したような場合、消費者はネットを調べ、事業者のホームページ上の低廉な価格（5000 円～）をみて当該事業者を呼ぶ。点検の結果、提示される見積金額又は請求金額は前出の表示金額を大きく上回るが、消費者は緊急時がゆえに契約又は代金を支払ってしまう。しかし、のちに消費者センターなどに確認すると、「不要な工事だった」「もっと低額な工事で済んだ」などとトラブルに発展。特商法の訪問販売に該当すれば、書面交付やクーリング・オフも適用される。また、ホームページ上の広告に虚偽・誇大な表記があれば不実告知、さらには景表法上の規制も及ぶ。京都地裁で行われた最近のレスキュー裁判例における裁判所の判断。ついて、消費者法の適否をめぐる営業・事業に関する裁判例を、それぞれ紹介し適正な法律の適用の在り方を学ぶ。

< 質疑応答 >

14:40～

< 休憩20分 >

15:00～ 「特定商取引法における連鎖販売取引の規制 一統括者責任とは」 （90分）

講師：高芝法律事務所 弁護士 高芝 利仁 氏

連鎖販売業を営む事業者は特定商取引法を遵守し適正にその業務を行わなければならない。では、特商法とはなにか。連鎖販売取引とはなにか。法の目的、事業者が遵守すべき基本的な事項を解説する。また、関連し以下の質問へ回答する。①当社は10年近く継続してきた販売員の報酬プランの変更を検討している。実行が決まれば、概要書面及び契約書面、ホームページ等の掲載事項を変更し、傘下の販売員にも事前告知をしなければならない。これを実施するにあたり、どのような点に注意しなければならないか。また、フリーランス新法との関連性についてはどうか。②販売員が概要書面・契約書面を交付しなかった場合の法的責任は誰にあるか。再販・委託・紹介あつせんと場合分けをしてご教示願いたい。③「販売目的を告知しなかった」「虚偽説明」など販売員による違法行為に対する統括者の管理責任はどのように問われるのか。④違法行為を問われないようにするため統括者は日頃からどのような販売管理をしておくべきか。

< 質疑応答 >

16:30 終了